



熊本県公報

第12739号

平成30年7月13日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（三角加入区）……………（団体支援課） 1
- 平成30年度予算の要領……………（財政課） 2
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 12
- 造成宅地防災区域の指定……………（建築課） 12
- 造成宅地防災区域の指定……………（ 〃 ） 13
- 造成宅地防災区域の指定……………（ 〃 ） 13
- 造成宅地防災区域の指定……………（ 〃 ） 13
- 保安林の指定……………（森林保全課） 15
- 保安林の指定……………（ 〃 ） 16
- 保安林の指定……………（ 〃 ） 16
- 保安林の指定……………（ 〃 ） 16
- 保安林の指定……………（ 〃 ） 16
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止……………（社会福祉課） 17
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定……………（ 〃 ） 17
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………（高齢者支援課） 18
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（ 〃 ） 18
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（ 〃 ） 19
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（ 〃 ） 19

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（商工振興金融課） 19
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農地・担い手支援課） 21
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 22
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 22
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 23

登 載 依 頼

- 熊本県警察総合運転者管理システム用関連機器の賃貸借に係る競争入札参加資格等……………（警察本部運転免許課） 23
- 熊本県警察総合運転者管理システム用関連機器の賃貸借に係る競争入札の実施……………（ 〃 ） 24
- 平成30年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催（公共事業再評価監視委員会） 28

告 示

熊本県告示第562号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
三角加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
宇城市三角町中村1420番地 田代 龍也
宇城市三角町戸馳6706番地 石本 重治
宇城市三角町戸馳4943番地 尾崎 昭彦
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
三角町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成30年7月13日から平成30年7月27日まで
- 5 縦覧場所
三角町漁業協同組合

熊本県告示第563号

平成30年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成30年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成30年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成30年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,018,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 844,819,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		3,947,884	452,081	4,399,965
	1 分担金	682,380	146,365	828,745
	2 負担金	3,265,504	305,716	3,571,220
2 国庫支出金		130,049,905	2,872,635	132,922,540
	1 国庫補助金	78,275,803	2,865,700	81,141,503
	2 国庫委託金	1,697,255	6,935	1,704,190
3 繰入金		56,470,862	77,715	56,548,577
	1 基金繰入金	56,011,152	77,715	56,088,867
4 繰越金		1	331,729	331,730
	1 繰越金	1	331,729	331,730
5 諸収入		77,795,907	3,401	77,799,308
	1 受託事業収入	8,521,219	△ 8,400	8,512,819
	2 雑収入	8,830,387	11,801	8,842,188
6 県債		97,192,000	7,281,000	104,473,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	I 県 債	97,192,000	7,281,000	104,473,000
歳 入 合 計		833,801,427	11,018,561	844,819,988

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		46,287,441	19,935	46,307,376
	1 総務管理費	11,264,433	19,935	11,284,368
2 民 生 費		107,625,486	40,643	107,666,129
	1 社会福祉費	56,912,377	36,215	56,948,592
	2 生活保護費	4,845,215	4,428	4,849,643
3 農 水 産 業 林 費		68,962,510	2,174,086	71,136,596
	1 農 業 費	19,980,917	10,383	19,991,300
	2 農 地 費	19,121,504	2,123,470	21,244,974
	3 林 業 費	18,904,943	40,233	18,945,176
4 商 工 費		65,299,890	46,000	65,345,890
	1 観 光 費	2,484,826	46,000	2,530,826
5 土 木 費		84,940,495	3,565,704	88,506,199
	1 道 橋 り よ う 路 費	36,866,550	1,611,203	38,477,753
	2 河川海岸費	28,682,285	73,085	28,755,370

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 港 湾 費	6,253,003	147,686	6,400,689
	4 都 市 計 画 費	5,355,756	1,733,730	7,089,486
6 教 育 費		141,827,678	16,247	141,843,925
	1 社 会 教 育 費	2,410,722	16,247	2,426,969
7 災 害 復 旧 費		26,310,706	5,155,946	31,466,652
	1 土 木 災 害 復 旧 費	9,844,299	5,127,446	14,971,745
	2 教 育 災 害 復 旧 費	2,950,474	28,500	2,978,974
歳 出 合 計		833,801,427	11,018,561	844,819,988

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 再犯防止推進事業	平成31年度 ～平成32年度	千円 19,000
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	12,000 7,000
2 碓江地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	平成31年度 ～平成33年度	1,000,000
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度	400,000 400,000 200,000
3 豊川中央地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	平成31年度 ～平成32年度	314,900
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度	50,000 264,900
4 益城復興事務所施設賃借	平成31年度 ～平成35年度	200,000
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度	40,000 40,000 40,000 40,000 40,000

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
県有施設等管理業務	平成31年度 ～平成34年度	千円 5,369	(補 正 前 に 同 じ)	平成31年度 ～平成35年度	千円 7,619
	年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度	1,857 1,875 1,261 376		年次別内訳 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度	2,307 2,325 1,711 826 450

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理費 事業	千円 643,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
公共土木 過年度発生単 災害復旧事業費	88,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
計	731,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 2,020,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,445,000			
農地防災国庫補助事業費	202,000	方公共団体金	(ただし	半年賦元利	382,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	5,315,000	融機構、会社	、	均等償還又は	6,109,000			
河川国庫補助事業費	1,696,000	(借入方法)	利率見直	元金均等償還	1,717,000			
港湾建設国庫補助事業費	886,000	証書借入又	借り入れ	還等	981,000	(補正前に同じ)		
都市公園整備事業費	171,000	は証券発行(る資金に	ただし、県	227,000			
公共土木過年発生国庫補助事業費	1,758,000	他の地方公共	利率の見	より、繰上償	1,789,000			
公共土木直轄災害復旧事業負担金	423,000	団体との共同	直しを行	還をなし、又	5,371,000			
		行を含む。)	った後に	は借換えをす				
		(その他)	おいては	ることができ				
		工事その他	、	る。				
		の都合により	当該見直					
		、	し後の利					
		一部又は全部	率)					
		を翌年度以降						
		に繰り下げて						
		借り入れるこ						
		とができる。						
		発行価格が						
		額面金額を下						
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		とができる						
		。						
計	12,471,000				19,021,000			

平成30年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度熊本県電気事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費	1,743,507千円	41,008千円	1,784,515千円
第3項 特別損失	6,150千円	41,008千円	47,158千円

平成30年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

平成30年度熊本県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 833,892,968千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		1	91,541	91,542
	1 繰越金	1	91,541	91,542
歳 入 合 計		833,801,427	91,541	833,892,968

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		46,287,441	91,541	46,378,982
	1 選挙費	195,499	91,541	287,040
歳 出 合 計		833,801,427	91,541	833,892,968

熊本県告示第564号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人正心会	訪問介護ステーション ほほえみ	宇城市不知火町松合752番地	平成30年7月4日	訪問介護

熊本県告示第565号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

安永1地区（大規模）

上益城郡益城町大字安永字馬水迫1793番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、
 1793番23の一部（次の図に示す部分に限る。）、1793番24、1793番24
 地先の水、1793番25、1793番26、1793番27、1793番52の一部
 （次の図に示す部分に限る。）、1793番53、1793番54、1793番55、17
 93番65、1793番66、1801番1、1801番1地先の道、1801番6、
 1823番1、1823番1地先の道、1823番3、1823番4、1823番5、
 1823番8、1823番9、1823番11、1823番12、1823番13、1
 823番14、1823番15、1823番16、1823番17、1823番18、
 1823番19、1823番20、1823番21、1823番22、1823番23、
 1823番24、1823番25、1823番26、1823番27、1823番28、
 1823番29、1823番30、1823番31、1823番32、1823番33、
 1823番34、1823番35、1823番36、1823番37、1823番38、
 1823番39、1823番40、1823番41地先の道、1823番41、182
 3番42、1823番43、1823番44、1823番45、1823番46、18
 23番47、1823番48、1823番49、1823番50、1823番51、1
 823番52、1823番53、1823番54、1823番55、1823番56、
 1823番57、1823番58、1823番59、1823番60、1823番61、
 1823番62、1823番64、1823番65、1823番66、1823番67、
 1828番3、1834番2、1835番2、1836番2、1837番1、1837
 番2、1837番3、1838番2、1839番1、1839番2、1839番4、1
 840番2、1841番2、1841番3、1842番2、1842番3

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
 備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第566号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地
 防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

辻の城1地区（大規模）

上益城郡益城町大字辻の城221番1、221番2、223番1、223番2、22
 3番3、223番4、223番5、224番、225番、226番、227番、228
 番、229番1、229番2、230番1、230番2、622番の一部（次の図に示
 す部分に限る。）、628番、287番、288番、289番、290番1、290番2、
 290番3、291番1、291番2、292番1、292番2、293番、294番、
 295番、296番、297番、298番、299番2、609番の一部（次の図に示
 す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
 備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第567号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地
 防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 辻の城地区（拡充）

上益城郡益城町大字辻の城480番、626番の一部（次の図に示す部分に限る。）、
 636番の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 市ノ後（その3）地区

上益城郡益城町大字木山字市ノ後552番8、552番1の一部（次の図に示す部
 分に限る。）、552番3の一部（次の図に示す部分に限る。）

3 下寺中地区

上益城郡益城町大字寺迫字下寺中1588番、1588番地先の道の一部

4 柿添地区

上益城郡益城町大字安永字柿添805番4、805番6、807番1、807番2

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
 備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第568号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地
防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 赤瀬地区
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字赤瀬461番243、461番244
- 2 本村地区（その4）
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村805番、808番、803番、804番1、804番2、805番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 本村地区（その5）
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村827番、828番
- 4 本村地区（その6）
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村801番、821番
- 5 本村地区（その7）
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字本村856番1、856番3、860番1、860番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 6 井手ノ上地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字井手ノ上5174番1
- 7 田坪地区（その1）
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田坪5132番、5133番1、5133番3
- 8 下迫地区（その1）
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下迫4959番1
- 9 下迫地区（その2）
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下迫4987番2、4982番、4982番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 10 下迫地区（その3）
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下迫5035番1、5035番2
- 11 銭瓶地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字銭瓶5392番
- 12 萩ノ久保地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字萩ノ久保5582番44
- 13 山ノ下地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字山ノ下5834番1、5834番2
- 14 山久保地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字山久保5751番、5752番
- 15 方野地区
阿蘇郡南阿蘇村大字長野字方野1968番
- 16 上ノ久保地区
阿蘇郡南阿蘇村大字長野字上ノ久保2200番
- 17 堀ノ口地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字堀ノ口4311番3
- 18 柿野出口地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字柿野出口4658番1
- 19 岸野地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野4134番、4135番1、4160番、4160番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 20 堀渡ノ上地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字堀渡ノ上3705番2

- 2 1 堀渡ノ西地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字堀渡ノ西3673番1
- 2 2 前川地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字前川3271番1
- 2 3 一の峯地区(その1)
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字一ノ峯2371番
- 2 4 大石川原地区
阿蘇郡南阿蘇村大字長野字大石川原729番、729番2
- 2 5 尾野地区
阿蘇郡南阿蘇村大字長野字尾野1060番、1061番
- 2 6 山ノ内地区
阿蘇郡南阿蘇村大字長野字山ノ内462番4
- 2 7 仁連森地区(その2)
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字仁連森1343番1
- 2 8 百田地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字百田415番、416番1
- 2 9 小沢津地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字小沢津705番1、701番2、704番1の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 3 0 加勢ノ上地区
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字加勢ノ上1832番2
- 3 1 下ノ原地区
阿蘇郡南阿蘇村大字中松字下ノ原2841番1、2841番3、2841番4
- 3 2 五ノ小石地区
阿蘇郡南阿蘇村大字久石字五ノ小石534番
- 3 3 二ノ中原地区
阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ中原3609番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、3609番3
- 3 4 上大川原地区
阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上大川原2557番1、2557番3
- 3 5 宮ノ前地区
阿蘇郡南阿蘇村大字白川字宮ノ前2062番
- 3 6 北鶴地区
阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字北鶴965番1

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第569号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町二間戸字中浦1839番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中浦1839番1(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市久玉町字小脇3147番、3147番3
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町坂瀬川字一位1744番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字一位1744番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第572号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町志岐字新道平1615番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新道平1615番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字炭山5642番2、5650番1、5651番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字炭山5642番2・5650番1・5651番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中川 寿一	大浜てもみ整骨院・鍼灸院	玉名市大浜町2258-1	平成29年12月31日
中川 寿一	倫心館てもみ整骨院・鍼灸院	玉名市六田19番地13	平成29年12月31日
甲田 友樹	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町大字鯉1832番地2	平成30年4月3日

（はり師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中川 寿一	大浜てもみ整骨院・鍼灸院	玉名市大浜町2258-1	平成29年12月31日

（きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中川 寿一	大浜てもみ整骨院・鍼灸院	玉名市大浜町2258-1	平成29年12月31日

熊本県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
安達 真也	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉1 832-2	平成30年5月3 0日
川野 絃美	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉1 832-2	平成30年5月3 0日
上田 健太郎	なな整骨院	荒尾市原万田716 -3	平成30年6月4 日
本田 耕士	本田整骨院	宇城市三角町三角浦 1160-118	平成30年4月2 0日
小村 敏万	ほねつぎ須屋鍼灸接 骨院	合志市須屋1933 -2	平成30年5月8 日

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
山元 直純	九州療養サポートセ ンター人吉球磨営業 所	球磨郡錦町一武15 35-1	平成30年5月1 1日
宮田 明美	九州療養サポートセ ンター人吉球磨営業 所	球磨郡錦町一武15 35-1	平成30年5月1 1日

(はり師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
村上 優衣	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉1 832-2	平成30年5月3 0日
川野 絃美	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉1 832-2	平成30年5月3 0日
甲斐 拓馬	ほねつぎ須屋鍼灸接 骨院	合志市須屋1933 -2	平成30年6月2 2日

(きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
甲斐 拓馬	ほねつぎ須屋鍼灸接 骨院	合志市須屋1933 -2	平成30年6月2 2日

熊本県告示第576号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人善隣会 熊本市東区画図町重富968番	特別養護老人ホーム画図重富苑 熊本市東区画図町重富968番	431100362	平成30年7月3日	介護老人福祉施設

熊本県告示第577号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人善隣会 熊本市東区画図町重富968番	特別養護老人ホーム 画図重富苑 熊本市東区画図町重富968番	431100362	平成30年7月3日	介護老人福祉施設

熊本県告示第578号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社社会福祉総合研究所 東京都新宿区西新宿七丁目9番18号	ロイヤル飛田訪問介護ステーション 熊本市北区飛田四丁目3-81	432100017	平成30年7月3日	訪問介護

熊本県告示第579号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ぶどうの木 菊池郡菊陽町津久礼2268番地103	有料老人ホーム ぶどうの丘 合志市豊岡2000番91	432100018	平成30年7月5日	有料老人ホーム
特定非営利活動法人ぶどうの木 菊池郡菊陽町津久礼2268番地103	有料老人ホーム ぶどうの実 合志市幾久富1909番地303	432100019	平成30年7月5日	有料老人ホーム

公 告

熊本県公告第396号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ
球磨郡錦町西字打越715番1号 外
- 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 坪川 昇司 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 荒井 寿夫 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

株式会社九州リースサービス 代表取締役 藤丸 修 福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号	同 左
藤田株式会社 代表取締役 藤田 勲 球磨郡錦町大字西字大谷742番地1	藤田株式会社 代表取締役 藤田 勲 球磨郡錦町大字西字大谷742番地52
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治 熊本市東区東町二丁目1番15号	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 今井 亮 熊本市東区東町二丁目1番15号
株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司 福岡市博多区千代六丁目2番33号	同 左

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	同 左
サンロード株式会社 代表取締役 尾方 春敏 球磨郡錦町大字打越715番地32	同 左
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩司 東京都杉並区成田東四丁目39番8号	退 店
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川 篤典 名古屋市名東区上社一丁目901番地	同 左
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤 房朝 熊本市中央区水前寺六丁目1番38号	同 左
株式会社エヌコーポレーション 代表取締役 小椋 昭男 東京都台東区東上野一丁目26番2	同 左
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社ARUMOK 代表取締役 小村 典子 人吉市相良町1141番地1	同 左
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	同 左
株式会社ら・たんす山野 代表取締役 山野 義友 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号	株式会社ヤマノホールディングス 代表取締役 山野 義友 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田 努 東京都八王子市暁町一丁目32番13号	同 左
株式会社多津屋 代表取締役 松田 照美 長崎市浜町4番4号	同 左
株式会社クレイン 代表取締役 新垣 純 東京都港区南青山五丁目6番26号	同 左

株式会社リップステイック 代表取締役 村田 登美子 八代市島田町923番地12	同 左
有限会社靴のワシントン 代表取締役 田ノ上 武徳 人吉市原田町字荒毛34番地1	有限会社靴のワシントン 代表取締役 田ノ上 武徳 人吉市下原田町字荒毛34番地1
株式会社リョーユーパン 代表取締役 恵良 薫 福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号	株式会社リョーユーパン 代表取締役 荒木 毅彦 福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号
大華物産株式会社 代表取締役 清原 成弘 熊本市南区近見八丁目13番28-1号	大華物産株式会社 代表取締役 清原成弘 熊本市南区近見八丁目11番40号
金山 武 球磨郡錦町大字一武2131番地3	株式会社BLUE SELECT 代表取締役 金山 武 球磨郡錦町大字一武2131番地3
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治 熊本市東区東町二丁目1番15号	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 今井 亮 熊本市東区東町二丁目1番15号
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口市大字佐山717番地1	同 左
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島市中区紙屋町二丁目1番18	同 左
西村 淳 球磨郡錦町大字一武2826番6	西村 淳 球磨郡錦町大字一武2823番107
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	同 左
出 店	ZAKANAKA株式会社 代表取締役 桑島 光雄 福岡市多の津2丁目6番4号
出 店	株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区神南1丁目11番5号

3 届出年月日

平成30年6月22日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課

平成30年7月13日から平成30年11月13日まで

熊本県公告第397号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年7月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
阿南 良二	阿蘇市波野波野	菊池郡菊陽町大字馬場楠字南迫709番
阿南 良二	阿蘇市波野波野	菊池郡菊陽町大字馬場楠字南迫706番 ほか2筆
くまもと未来ファーム株式会社	熊本市西区田崎町	荒尾市牛水字北鳥芋田1040番ほか11筆

川久保 慎吾	熊本市北区龍田	荒尾市野原字赤田760番ほか2筆 〔一時利用地 荒尾市野原字郷楽10番〕
--------	---------	--

2 申請年月日
平成30年7月2日

熊本県公告第398号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年7月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
出田 知行	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字道上887番ほか3筆
特定非営利活動法人 こころみ会	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字大江395番1ほか1筆
野田 大靖	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字西長田601番ほか1筆
梶田 幸穂	熊本市東区鹿埴瀬町	熊本市東区石原町122番
本田 恭一	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字今新開割786番ほか4筆
吉村 晃一	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町船津字迫1865番1
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町坂野字東天神原1806番2ほか2筆
山中 昌治	熊本市南区城南町藤山	熊本市南区城南町塚原字小木原330番1ほか2筆
株式会社松田農場	熊本市南区城南町碓	熊本市南区城南町碓字新道174番5ほか3筆
株式会社松田農場	熊本市南区城南町碓	熊本市南区城南町碓字和久良684番1
米田 優	熊本市南区城南町陳内	熊本市南区城南町陳内字花立816番
宮崎 正和	熊本市南区城南町隈庄	熊本市南区城南町宮地字和久良1番1ほか1筆
木村 颯	熊本市中央区渡鹿	熊本市南区八分字町字下白地3464番1ほか1筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区白石町字塘ノ上4番ほか8筆

2 申請年月日
平成30年7月2日

熊本県公告第399号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年7月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
稲富 武義	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字井手口2275番
松田 道夫	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字下ヶ原736番ほか2筆
長野 夕帆	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字大川内字湯尻38番ほか4筆
株式会社それいゆアグリ	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字宮崎字松ノ本66番5ほか1筆
株式会社それいゆアグリ	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字大川内字川添2493番ほか2筆
平生 仁	葦北郡芦北町湯浦	葦北郡芦北町大字大川内字田中2301番5
農事組合法人米田生産組合	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字村下1334番ほか1筆
山下 早男	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字甲田572番
平山 利治	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字大丸911番1
緒方 晴人	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字大丸2362番
山下 登喜雄	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字下ヶ原742番ほか3筆

2 申請年月日
平成30年7月3日

熊本県公告第400号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年7月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
後藤 孝一	上益城郡甲佐町船津	上益城郡甲佐町大字世持字森本366番1ほか1筆
高本 昌揮	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下632番ほか2筆
高本 昌揮	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下663番
高本 昌揮	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下666番2
高本 昌揮	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下631番
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市小倉字塔ノ本188番ほか6筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市黒川字下鬼島846番ほか1筆

2 申請年月日
平成30年7月4日

登載依頼

熊本県警察本部告示第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年7月13日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察総合運転者管理システム用関連機器の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年7月27日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第19号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月13日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県警察総合運転者管理システム用関連機器の賃貸借
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部運転免許課免許第二係
郵便番号 869-1107 菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務の内容
熊本県警察総合運転者管理システム用関連機器仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 賃貸借期間
平成31年1月1日（火）から平成36年12月31日（火）まで
 - (6) 納入期限
平成30年12月28日（金）
 - (7) 履行場所
熊本県運転免許センター
菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
 - (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉

- 塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
- ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額
 - 入札金額は、1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、72月賃借料率で計算すること。
 - なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (11) 最低制限価格の設定
 - この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
- また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、4(3)の提出期間末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成30年7月27日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1 (3)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているときは、三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

(6) 納入予定物品の仕様書の内容を満たしていること。

3 納入予定物品の事前承認

- (1) 提出書類
 - この入札に参加を希望する者は、2(6)に定める条件を満たす者であることの承認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 機能等証明書 1部
 - イ 納入機器一覧 2部

- (2) 提出方法
(1) ア及びイに掲げる書類は、書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
平成30年8月1日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (2)の発注・契約担当部局
- (5) 承認結果の通知
承認結果の通知は、機能等証明書技術審査結果通知書により通知する。

4 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書技術審査結果通知書
ウ 役員等一覧
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成30年8月16日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札手続等

- (1) 仕様等に対する質問の受付期間
1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年8月16日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年8月28日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年8月27日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成30年8月28日(火)午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年8月27日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け

たときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部交通部運転免許課免許第二係

電話番号 096-233-0110（内線361）

ファックス番号 096-233-2227

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
A set of associated equipment of Drivers management integrated system for Kumamoto Prefectural Police (one set).
- (2) Deadline for supply of items:
December 28th, 2018
- (3) Date and Place for tender
Date: August 28th, 2018, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
August 27th, 2018, 5:00p.m.
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters
Drivers license division
Drivers license 2nd section (Kumamoto Drivers license Center 2F)
2655, Karakawa, Kikuyo Town, Kikuchi Country, Kumamoto Prefecture.
869-1107 Japan
Phone: 096-233-0110
- (6) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

平成30年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年7月13日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成30年7月20日(金)
午後2時から午後4時10分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事
平成30年度公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理課)
電話 096-333-2490